

(3) 同一医師による診療原則の例外の検討等

オンライン診療の提供に関する事項 (2) 適用対象

オンライン診療においては、基本的に対面診療を行った医師がオンライン診療を実施することとしているが、通常対面診療においても毎回異なる医師が担当することが一般的であり、主に健康な人を対象としたリスクの低い診療については、例外として異なる医師がオンライン診療を実施することを可能としてはどうか。

(現行)

▼ 原則として、オンライン診療を行う全ての医師は、直接の対面診療を経た上でオンライン診療を行うこと。

ただし、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して地域で対応する仕組みが構築されている場合や複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合などにおいて、特定の複数医師が関与することについて診療計画で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、全ての医師について直接の対面診療が行われていなくとも、これらの医師が交代でオンライン診療を行うこととして差し支えない。

(改訂案)



▼ 原則として、オンライン診療を行う全ての医師は、直接の対面診療を経た上でオンライン診療を行うこと。

ただし、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して地域で対応する仕組みが構築されている場合や複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合(※)などにおいて、特定の複数医師が関与することについて診療計画で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、全ての医師について直接の対面診療が行われていなくとも、これらの医師が交代でオンライン診療を行うこととして差し支えない。

加えて、主に健康な人を対象にした診療であり、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合などにおいても、診療計画での明示など同様の要件の下、特定の複数医師が交代でオンライン診療を行うことが認められる。

(※) 「複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合」について、「在宅診療において」が意味的にかかるのか否か、文言上不明確なため、議論・検討してはどうか。また、「複数」に限定されるか、同一の医療機関に限定されるかも併せて検討してはどうか。

オンライン診療の提供に関する事項 (3) 診療計画

オンライン診療を行う際は、事前にオンライン診療で行う、診療内容、頻度、使用する情報通信機器などについて診療計画に定めることとしているが、適切なオンライン診療が実施されているかを対面診療と同様に監査の対象とし、診療計画についても、診療録と照合できるように原則2年間(※)の保存を義務付けてはどうか。

※ 本指針は、医師法第20条との関係等を整理したものであるところ、診療計画も、医師が定めるものであり、その性質上、診療録(医師法第24条、5年間の保存義務)に類似するものであるが、診療に関する諸記録(病院日誌、入院診療計画書など)については、病院の保存義務が2年間であることに準じたもの(医療法第21条、同法施行規則第20条第10号)

(現行)

②最低限遵守する事項

i 医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価(診断等)を行い、その評価に基づいて、次の事項を含む診療計画を定めること。



(改訂案)

②最低限遵守する事項

i 医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価(診断等)を行い、その評価に基づいて、次の事項を含む診療計画を定め、**2年間は保存すること(※)**。

※ **2年間の起算点については、オンライン診療の完結の日としてはどうか。また、5年間の保存が望ましい旨も併せてQ&Aで記載してはどうか。**

オンライン診療の提供に関する事項 (4) 本人確認

本指針の発出以降、オンライン診療において、なりすまし医師による診療の実例が報告されている。たとえ、初診で対面診療を行っていても、本人であるか判断が困難であることも考えられることから、原則医師と患者双方がお互いに本人確認することとしてはどうか。

(現行)

②最低限遵守する事項

- i 医師が医師免許を保有していることを患者が確認できる環境を整えておくこと。ただし、初診を直接の対面診療で行った際に、社会通念上、当然に医師であると認識できる状況であった場合、その後に実施するオンライン診療においては、患者からの求めがある場合を除き、医師である旨の証明をする必要はない。
- ii 緊急時などに患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師は、患者に対して本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に患者本人であると認識できる状況であった場合には、診療の都度本人確認を行う必要はない。



(改訂案)

②最低限遵守する事項

- i 医師が医師免許を保有していることを患者が確認できる環境を整えておくこと。~~ただし、初診を直接の対面診療で行った際に、社会通念上、当然に医師であると認識できる状況であった場合、その後に実施するオンライン診療においては、患者からの求めがある場合を除き、医師である旨の証明をする必要はない。~~
- ii 緊急時などに**医師**、患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、**医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行うこと。**ただし、社会通念上、当然に**医師**、患者本人であると認識できる状況であった場合**(※)**には、診療の都度本人確認を行う必要はない。

(※) 従来より行っていた対面診療の際にお互いに明確に医師・患者本人であることを確認をしており、オンライン診療時においても、対面診療時と変わらない医師・患者間の診療であり、明らかにお互い本人であることが明確である場合などを指します。

オンライン診療の提供に関する事項 (6) 診察方法

オンライン診療においては、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用することとされているが、チャットなども、オンライン診療の合間等に有効であるとの意見がある。情報量の少なさ等から対面診療の代替にはなり得ないことが多いため、チャットの活用については、下記のように適切な例として加えるのはどうか。

(現行)

②最低限遵守する事項

ii オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること。直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には補助的な手段として、画像や文字等による情報のやりとりを活用することは妨げない。ただし、オンライン診療は、文字、写真及び録画動画のみのやりとりで完結してはならない。



(追加事項案)

(適切な事例)

オンライン診療の間などに、文字等により患者の病状の変化に直接関わらないことについてコミュニケーションを行うに当たっては、チャット機能が活用され得る。この際、オンライン診療と区別するため、あらかじめチャット機能を活用して伝達し合う事項・範囲を決めておくべきである。